

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、転職者の就業実態及び意識を受入事業所側、転職者側の両面から把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用対策に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 調査対象の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

ウ 事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に雇用される転職者

(2) 調査客体

ア 事業所調査

上記の範囲に属する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の客体事業所に就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した転職者を調査客体とした。

3 調査事項

(1) 事業所調査（事業所票）

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数

(イ) 労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

(ウ) 性別雇用期間の定めのない一般労働者のうち転職者数、性別雇用期間の定めのある一般労働者のうち 1 年以上の雇用期間の定めのある労働者数及び転職者数

イ 転職者の採用に当たって重視した点

ウ 転職者を採用した理由

- エ 転職者の募集方法
- オ 転職者の処遇（賃金、役職等）決定の要素
- カ 転職者を採用する際に難しいと考えている問題
- キ 転職者の教育訓練
- ク 今後3年間の転職者の採用予定状況及び採用予定の職種
- ケ 転職者の採用に関し行政に望むこと

(2) 個人調査（個人票）

- ア 個人の属性
 - (ア) 性、年齢
 - (イ) 最終学歴
 - (ウ) 配偶者の有無
 - (エ) 扶養家族の有無
 - (オ) 転職に当たっての転居の有無
 - (カ) 転職回数
- イ 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況
 - (ア) 雇用期間の定めの有無、雇用期間階級
 - (イ) 職種
 - (ウ) 役職
 - (エ) 就業形態
- ウ 直前の勤め先の属性、就業期間
 - (ア) 産業
 - (イ) 企業規模
 - (ウ) 就業期間
- エ 現在の勤め先の賃金、労働時間
 - (ア) 令和2年9月の賃金総額階級
 - (イ) 直前の勤め先と比べた平均的な1か月当たりの賃金総額の変化状況
 - (ウ) 令和2年9月における平均的な1週間の実労働時間数階級
 - (エ) 直前の勤め先と比べた平均的な1週当たりの実労働時間数の変化状況
- オ 離職理由
- カ 転職
 - (ア) 求職活動の手段
 - (イ) 転職するに当たっての準備活動及び教育訓練給付制度の利用状況
 - (ウ) 転職活動期間
 - (エ) 離職した際の雇用保険の基本手当（失業手当）受給の有無
 - (オ) 現在の勤め先を選んだ理由
- キ 現在の勤め先における満足度
- ク 今後の希望等

(ア) 行政が行う転職支援への希望

(イ) 今後の転職希望

4 調査の基準となる期日及び実施期間

令和2年10月1日現在の状況について、事業所調査は令和2年11月9日から12月7日までの間に、個人調査は令和2年12月3日から令和3年1月27日までの間に実施した。

5 調査組織

(1) 事業所調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－報告者

調査票の回収：厚生労働省－報告者

(2) 個人調査

調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

調査票の回収：厚生労働省－報告者

6 調査方法

(1) 調査票

この調査は次の調査票によって実施した。

ア 事業所票（「11 調査票」参照）

イ 個人票（「11 調査票」参照）

(2) 調査票の配布

ア 事業所票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が業務を委託した民間事業者からの郵送により行った。

イ 個人票は、回収した事業所票から民間事業所が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への配布を依頼した。

(3) 調査票の回収

事業所票は、郵送又はオンラインにより、個人票は郵送により厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室が調査票を回収した。

7 集計方法

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計した。

8 標本抽出方法

※ここでいう転職者とは、一般労働者であって、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用される者をいう（「9 結果の推計及び標準誤差」においても同様）。

(1) 母集団及び抽出枠

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び転職者を母集団とし、事業所の抽出枠

には事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）における事業所名簿を使用した。

(2) 抽出区分

ア 事業所調査

産業（19 区分）、事業所規模（5 区分）別に無作為抽出（重複是正措置実施）。

イ 個人調査

上記アで抽出された事業所に雇用される転職者について、産業（19 区分）、事業所規模（5 区分）別に無作為抽出。

(3) 目標精度

ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する事業所割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね 3.8%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{M - m}{M - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{m}}$$

C : 目標精度（標準誤差）

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

p : 母集団においてある属性を有する事業所割合（=0.5）

イ 個人調査

抽出転職者数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する転職者割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね 5.0%以内となるように設定した。

$$C \doteq \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right) p' (1 - p')}$$

C : 目標精度（標準誤差）

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

N : 母集団転職者数

n : 標本転職者数

S : 母集団においてある属性を有する転職者割合の事業所間標準偏差（=0.3）

p' : 母集団においてある属性を持つ転職者の割合（=0.5）

9 結果の推計及び標準誤差

(1) 事業所調査における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の回答事業所数

x_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所のある属性の有無 (属性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値 \bar{x} は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

で算出した。

また、事業所調査におけるある属性を有する労働者数の推計値 T は

$$T = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} Z_{hi}$$

で算出した。ただし、

Z_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所のある属性を有する労働者数

r_h : 第 h 層における在籍常用労働者数の推計値 $\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} K_{hi}$ に対する、「毎月勤労統計調査による令和2年9月末常用労働者数」*の比率

* 毎月勤労統計調査で公表していない部分については、経済センサスを用いて一部推計した値

K_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の総常用労働者数

である。

(2) 個人調査における推計方法

個人調査における「ある属性を有する転職者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

N_{hi}^g : 第 h 層第 i 回答事業所の総転職者数 ($g=1$ は男、 2 は女、空白は男女計。以下同様。)

n_{hi}^g : 第 h 層第 i 回答事業所の回答転職者数

X_{hij}^g : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答転職者のある属性の有無
(属性があれば「1」、なければ「0」)

Y_{hij}^g : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答転職者数 (=1)

このとき、ある属性を有する転職者数の推計値 \hat{T}_x 及び総転職者数の推計値 \hat{T}_y は、

$$\hat{T}_x = \hat{T}_x^1 + \hat{T}_x^2 \quad , \quad \hat{T}_y = \hat{T}_y^1 + \hat{T}_y^2$$

$$\hat{T}_x^g = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}^g}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}^g} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}^g} X_{hij}^g \quad , \quad \hat{T}_y^g = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}^g}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}^g} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}^g} Y_{hij}^g$$

で算出した。また、「ある属性を有する転職者の割合」の推計値 \hat{R} は、

$$\hat{R} = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y}$$

で算出した。

(3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

ア 事業所調査

(1) で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値 \bar{x} の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^L M_h (M_h - m_h) \left(\frac{Var(x_h)}{m_h} \right)$$

で算出した。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad , \quad Var(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

イ 個人調査

(2) で掲げた「ある属性を有する転職者割合」の推計値 \hat{R} の場合、その分散の推計値

は、

$$\hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}'^2 \sum_{h=1}^L r_h^2 \left\{ \left(\frac{M_h}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{\mathbf{1}}{m_h} - \frac{\mathbf{1}}{M_h} \right) \left(\frac{\text{Var}(T_{x_h})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(T_{y_h})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h})}{T_x T_y} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left(\frac{N_{hi}}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{\mathbf{1}}{n_{hi}} - \frac{\mathbf{1}}{N_{hi}} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_{hi})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(Y_{hi})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y} \right) \right\}$$

で算出した。ただし、

$$\hat{R}' = \frac{T_x}{T_y}$$

$$\hat{N} = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi},$$

$$T_x = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad T_y = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

$$\overline{T_{x_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}}, \quad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \overline{X_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij},$$

$$\overline{T_{y_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}}, \quad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}, \quad \overline{Y_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij},$$

$$\text{Var}(T_{x_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})^2,$$

$$\text{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \overline{X_{hi}})^2,$$

$$\text{Var}(T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}})^2,$$

$$\text{Var}(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (Y_{hij} - \overline{Y_{hi}})^2,$$

$$\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})(T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}}),$$

$$Cov(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \overline{X_{hi}})(Y_{hij} - \overline{Y_{hi}})$$

である。

(4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度の結果は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産業	事業所票		個人票	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	32.2	1.1	41.0	0.6
鉱業，採石業，砂利採取業	42.5	3.7	30.9	4.7
建設業	34.2	3.5	45.2	0.8
製造業	36.4	1.7	37.8	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	27.7	2.3	42.4	2.2
情報通信業	41.0	3.5	55.4	1.1
運輸業，郵便業	44.2	3.0	41.4	1.1
卸売業，小売業	25.5	2.6	36.9	0.5
金融業，保険業	21.4	2.6	32.3	1.3
不動産業，物品賃貸業	40.5	3.8	33.8	1.1
学術研究，専門・技術サービス業	41.8	3.4	57.5	1.2
宿泊業，飲食サービス業	27.4	4.3	37.1	1.4
生活関連サービス業，娯楽業	31.4	3.9	44.4	1.4
教育，学習支援業	29.8	2.7	49.9	1.1
医療，福祉	37.0	2.9	44.6	0.4
複合サービス事業	13.8	1.9	21.0	2.2
サービス業（他に分類されないもの）	41.3	3.0	35.6	1.1

注) 事業所票は「全事業所のうち転職者がいる事業所の割合」、個人票は「全転職者のうち仕事の内容・職種に満足がいくから現在の勤め先を選んだ転職者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

10 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査

調査客体数 17,218 事業所 有効回答数 9,149 事業所 有効回答率 53.1%

(2) 個人調査

調査客体数 9,890 人 有効回答数 5,530 人 有効回答率 55.9%

11 調査票



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和2年転職者実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

政府統計コード 9NA2
調査対象者ID
初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくことも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)

(ふりがな)	
記入者氏名	
所属部署	
電話番号	内線
主な事業の内容	

一法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」やマイナンバー(個人番号)を記入しないようご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとに指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

※ 貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
 - この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
 - 特に断りのない限り、**令和2年10月1日現在の状況**について記入してください。
 - 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
 - 数字を記入する場合は、**右詰めで**記入してください。(記入例 **1 4 5**人)
 - 令和2年12月7日(月)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者(注1)数**は何人ですか。(貴事業所が官公営の場合は「8」を選んでください。)

1,000人以上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人	5~29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1)常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- 期間を定めずに雇われている者
- 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者及び短時間労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者(注2)について

・**貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば**常用労働者**に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・**貴事業所が派遣先事業所の場合**、労働者派遣法(注4)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は**常用労働者**に含めないでください。

※注2~注4については、裏面の記入要領参照

記入要領

問1及び問2(1)

注1 常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者及び短時間労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者(注2)について

- ・貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)
- ・貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法(注4)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

注2 派遣労働者

労働者派遣法(注4)に基づき派遣元事業所(注3)から派遣されている労働者をいいます。

注3 派遣元事業所

労働者派遣法(注4)に基づく厚生労働大臣の許可を受けている事業所をいいます。

注4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

問2(2)

注5 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者(注6)(短時間労働者(注7)は除く)のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者(移籍出向を含む)をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。

特に断りのない限り、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に貴事業所に雇用された転職者についてお答えください。

注6 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム勤務の労働者)をいいます。

注7 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。

注8 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者(雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)のことをいいます。

注9 派遣労働者(受入れ)

派遣労働者(注2)のうち、貴事業所に派遣されている労働者をいいます。

注10 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいい、定年までの場合を含めます。

注11 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者をいいます。

記入要領

職種分類表

問4
注12 職種

職種	職種内容
1 管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2 専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3 事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出札係など
4 販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5 サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウエイトレス、接客係、ホームヘルパー、マシーニスター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6 保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7 生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8 輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9 建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10 運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11 その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

転職者(注5)がいる事業所 → この頁の問3以降に回答してください。
転職者(注5)がいない事業所 → 4頁の問9以降に回答してください。

問3 以下の項目のうち、どのような点を重視して転職者の採用に当たりましたか。該当するものをすべて選んでください。

既存事業の 拡大・強化	新規事業 分野への進出	新技術の 導入・開発	人員構成の 歪みの是正	組織の活性化	その他	特に意識 しなかった
1	2	3	4	5	6	7

28

問4 転職者を採用した理由は何ですか。職種(注12)別に該当するものを3つまで選んでください。

職 種 (注12)	が専 門 知 識 ・ 能 力	戦 力 に を 活 か し 即	待 幅 で 広 い 人 か 脈 を 期	が職 場 へ の 適 応 力	困 難 な 者 の 採 用 が	た 離 職 者 の 補 充 の	た 社 親 か 会 ら 社 の 要 請 の 会	そ の 他	の該 採用 する なし 職 種 で
管 理 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
専 門 的 ・ 技 術 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事 務 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
販 売 の 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
サ ー ビ ス の 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保安、生産工程、輸送・ 機械運転、建設・採掘、運搬・ 清掃・包装等、その他の仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9

29

30

31

32

33

34

問5 転職者の募集はどのように行いましたか。該当するものをすべて選んでください。
※インターネットを利用したものも含まれます。

ハローワー ク等の公的 機関	民間の職業 紹介機関	求人サイト・ 求人情報専門 誌、新聞、 チラシ等	自社のウェ ブサイト	スカウト	縁故(知人、 友人等)	親会社、グ ループ会社	会社説明会 (合同説明 会を含む)	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

35

→ 上記に回答した中で、主に活用した募集方法は何ですか。
 該当する番号を1つ記入してください。

36

記入要領

問 8

注13 計画的なOJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練をいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれます。

注14 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）をいいます。例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）が、これに含まれます。

問 9

注15 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（注6）（短時間労働者（注7）は除く）のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。
ここでは、今後3年間の採用予定についてお答えください。

注16 職種

2頁裏面の注12の職種分類表を参照してください。

問6 転職者の処遇(賃金、役職等)決定の際にどのようなことを考慮しましたか。該当するものをすべて選んでください。

年齢	学歴	前職の賃金	前職の役職	これまでの経験・能力・知識	免許・資格	その他
1	2	3	4	5	6	7

上記に回答した中で、最も重視した要素は何ですか。該当する番号を1つ記入してください。

38

問7 転職者を採用する際に難しいと考えている問題がありますか。該当するものをすべて選んでください。

採用時の賃金水準や処遇の決め方	採用後の処遇やキャリア形成の仕方	応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと	必要な職種に応募してくる人が少ないこと	転職市場に関する情報が少ないこと	その他	特に問題はない
1	2	3	4	5	6	7

問8 転職者に対してどのような教育訓練を実施しましたか。該当するものをすべて選んでください。

実施した			実施しなかった
計画的なOJT(日常の業務に就きながら行われる、計画的な教育訓練)(注13)	OFF-JT(通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練)(注14)	入職時のガイダンス	
1	2	3	4

ここからは、すべての事業所(転職者がいない事業所も含む)がお答えください。

問9 今後3年間に転職者(注15)を採用する予定がありますか。

転職者を採用する予定がある			転職者を採用する予定はない	未定
転職者を優先して採用したい	新規卒卒者を優先して採用したい	どちらも言えない		
1	2	3	4	5

どのような職種(注16)の転職者の採用を予定していますか。該当するものをすべて選んでください。

管理的な仕事	専門的な仕事・技術	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送の・機械運	建設仕事・採掘の	包運搬等・の清掃仕事・	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

問10 転職者の採用を円滑に行っていくうえで、行政に望むことはありますか。該当するものをすべて選んでください。

公的な求職情報の提供機能の拡充	公共の職業能力開発機能の拡充	技能検定職種の拡大	能力評価の客観的基準の整備	個人の職業能力開発に対する公的援助	その他	特になし
1	2	3	4	5	6	7

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和2年12月7日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。



政府統計
統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護に
万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



この調査票に記入された事項は、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和2年転職者実態調査(個人票)

都道府県番号	事業所一連番号	個人番号
1	2	3

記入上の注意
1 (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
2 特に断りのない限り、令和2年10月1日現在の状況を記入してください。
3 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
4 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が123のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
5 令和3年1月27日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

I あなた自身について

問1 あなた自身についてお答えください。

(1) 性別

男性	女性
1	2

(2) 年齢(令和2年10月1日現在)

満	歳
---	---

(3) 最終学歴(中途退学、または在学中の場合は、その前の学歴を選んでください。)

中学	高校	専修学校 (専門課程) (注1)	高専・短大	大学	大学院
1	2	3	4	5	6

※注1については、1頁裏面の記入要領参照。

(4) 配偶者の有無

いる	いない
1	2

(5) 扶養家族の有無

いる	いない
1	2

(6) 今の勤め先に転職するに当たっての転居の有無

転居した	転居していない
1	2

(7) これまでの転職回数(今の勤め先への転職を含む)

※学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事は除いてください。

1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
1	2	3	4	5	6

記入要領

問1 (3)

注1 専修学校(専門課程)

専修学校の専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)をいい、専修学校(高等課程・一般課程)はここには含めません。

専修学校(高等課程)を修了した人は高校卒業と同じ扱いになります。また、ここでの学歴には専修学校(一般課程)や各種学校(自動車教習所等)は除きます。

問2 (2)

注2 職種

職種分類表

職種	職種内容
1 管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的の仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2 専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3 事務的な仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4 販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5 サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6 保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7 生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8 輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9 建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。) 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10 運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11 その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)に基づいています。

II 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況について

※ 直前の勤め先は、学生アルバイトや1か月未満の臨時的な仕事で就業した勤め先を**除きます**。

問2 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況についてお答えください。

(1) 雇用期間の定め有無・雇用期間について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

直前の勤め先については、直前の勤め先で契約を更新していた場合は**最後に契約した雇用期間**についてお答えください。
(派遣労働者(裏面の注3参照)として就業されていた方は、**派遣元との雇用契約**についてお答えください。)

現在の勤め先については、令和2年10月1日現在において契約している雇用期間についてお答えください。

区分	雇用期間の定め無し	雇用期間の定め有り						
		3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	
直前の勤め先	1	2	3	4	5	6	7	11
現在の勤め先	1				5	6	7	12

※ 問2(2)以降については、直前の勤め先に派遣労働者として就業されていた方は、**派遣先の事業所**についてご回答ください。

(2) 職種(注2)について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区分	管理的な仕事	専門的な仕事・技術	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送・機械運	建設・採掘の仕事	包運搬等・清掃・	その他の仕事	
直前の勤め先	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	13
現在の勤め先	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	14

(3) 役職について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区分	部長相当職以上	課長相当職	係長相当職	役職無し	
直前の勤め先	1	2	3	4	15
現在の勤め先	1	2	3	4	16

(4) 就業形態(裏面の注3)について、直前と現在の勤め先別に該当するものを選んでください。

区分	正社員	正社員以外						
		出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	派遣労働者	その他	
直前の勤め先	1	2	3	4	5	6	7	17
現在の勤め先	1	2	3	4			7	18

問3 直前の勤め先における仕事についてお答えください。

(1) 直前の勤め先の産業は何ですか。※産業については、最終頁(6頁裏面)の記入要領を参照。

鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	
01	02	03	04	05	06	07	08	
不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	それ以外の産業
09	10	11	12	13	14	15	16	17

19

記入要領

問2 (4)

注3 就業形態

就業形態		この調査における定義	
1	正社員（正社員、正社員等とされている者）	事業所と直接雇用関係のある労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた正社員。多様な正社員（職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員）も含まれます。（例：「職務限定正社員」「勤務地限定正社員」「勤務時間限定正社員」など）	
正社員以外の労働者	2	出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者（移籍出向）
	3	契約社員（専門職）（※1）	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいいます。
	4	嘱託社員（※2）	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者
	5	パートタイム労働者	常用労働者（※3）のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者
	6	派遣労働者	「労働者派遣法（※4）」に基づく派遣元事業所から派遣された者
7	その他	上記以外の労働者（例えば、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じでパート、アルバイト等これに類する名称で呼ばれている者等）	

※1 契約社員 ※2 嘱託社員

定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としてください。

※3 常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受けている事業所をいいます。

問5 (1)

注4 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数をいいます。

なお、休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除き、有給休暇取得分も除きます。

注5 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいいます。

(2) 直前の勤め先の**企業全体**の従業員は何人でしたか。(直前の勤め先が官公営の場合は「8」を選んでください。)

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	30～99人	5～29人	4人以下	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

20

(3) 直前の勤め先で働いていた通算期間はどのくらいですか。

6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
1	2	3	4	5	6

21

問4 現在の勤め先の賃金についてお答えください。

(1) 令和2年9月の給与支給日に現在の勤め先から支払われた賃金総額(税込)はどのくらいでしたか。

支給なし	15万円 未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 45万円未満	45万円以上 50万円未満	50万円 以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

22

9月1日～30日の間に現在の勤め先で支給された賃金をいいます。残業手当、休日手当、精皆手当等の通常月に支給される諸手当を含み、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額をお答えください。(特別に支給される賞与・一時金、特別手当は除いてください。)

「支給なし」とは、9月の給与支給日より後に採用されるなど、9月の給与が支給されないことをいいます。

(2) 直前の勤め先と比べて平均的な1か月当たりの賃金総額(税込)は変わりましたか。

増加した			変わらない	減少した		
3割以上増加	1割以上3割 未満増加	1割未満増加		1割未満減少	1割以上3割 未満減少	3割以上減少
1	2	3	4	5	6	7

23

問5 現在の勤め先の労働時間についてお答えください。

(1) 令和2年9月における平均的な1週間の実労働時間数はどれくらいでしたか。

※実労働時間数は、所定内労働時間数(注4)と所定外労働時間数(注5)の合計をいいます。

働いてい なかった	25時間 未満	25時間以上 30時間未満	30時間以上 35時間未満	35時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間以上 50時間未満	50時間以上 60時間未満	60時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

24

(2) 直前の勤め先と比べて平均的な1週当たりの実労働時間数は変わりましたか。

増加した			変わらない	減少した		
3割以上増加	1割以上3割 未満増加	1割未満増加		1割未満減少	1割以上3割 未満減少	3割以上減少
1	2	3	4	5	6	7

25

記入要領

問6

注6 早期退職優遇制度等

早期退職優遇制度、退職者の募集等の中高年対策に応じた定年前の退職をいいます。事業所の閉鎖、会社倒産、事業の縮小などの人員整理による勧奨退職、希望退職への応募は選択肢5「倒産・整理解雇・人員整理による勧奨退職」に含めます。

SAMPLE

問8

注7 キャリア・コンサルティング

個人が、その適性や職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行えるようにするための相談その他の支援のことをいいます。キャリア・カウンセリングなどと呼ばれることもあります。

Ⅲ 離職理由について

問6 直前の勤め先を離職した主な理由をお答えください。

自己都合	契約期間の満了	定年	出向 (移籍出向)	倒産・整理解雇・人員整理による勧奨退職	早期退職優遇制度等(注6)	その他
1	2	3	4	5	6	7

具体的にはどのような理由ですか。該当するものを**3つまで**選んでください。

内容でなく仕事から	満足の内容から	当に評価されなかった	能力・実績が正しかった	賃金が低かった	以外(賃金)がよくなかった	労働条件(賃金)がよくなかった	職場環境がよくなかった	安全や衛生等から	くいかから	人間関係がうまなかった	雇用が不安定だったため	会社を将来に不安を感じたから	結婚・出産・育児のため	介護・看護のため	病気・怪我のため	他にいい仕事があったから	いろいろな会社を積み重ねたから	家族の転職・転居のため	その他
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					

上記に回答した中で、**一番の理由**は何ですか。該当する番号を1つ記入してください。

Ⅳ 転職について

問7 現在の勤め先に就職するためにどのような方法で転職活動を行いましたか。該当するものを**すべて**選んでください。
※インターネットを利用したものも含まれます。

ハローワーク等の公的機関	民間の職業紹介機関	求人サイト・求人情報専門誌・新聞・チラシ等	企業のホームページ	企業訪問	出向・前の会社の斡旋	縁故(知人、友人等)	その他
1	2	3	4	5	6	7	8

上記に回答した中で、**現在の勤め先に就職した経路**は何ですか。該当する番号を1つ記入してください。

問8 転職するに当たってどのような準備活動をしましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

職業能力を向上させるため公共の施設を利用した	資格、知識等を得るため学校等に通った	資格、知識等を得るため通信教育等で勉強した	今の会社で役立つ資格・免許を取得した	就職ガイドブックや適性・適職診断等を受けた	キャリア・コンサルティング(注7)を受けた	産業・職業に関する情報等の収集をした	その他	特に何もしない
1	2	3	4	5	6	7	8	9

教育訓練給付制度を利用しましたか。

利用した	利用しなかった	知らなかった
1	2	3

記入要領

問10

注8 雇用保険の基本手当

雇用保険の一般被保険者が失業した場合に公共職業安定所で手続き後に支給されるものをいい、一般に「失業手当」と呼ばれることもあるものです。

SAMPLE

問9 転職活動期間についてお答えください。

(1) 具体的に転職活動を始めてから直前の勤め先を離職するまでの期間はどのくらいでしたか。

1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 9か月未満	9か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	転職活動 期間なし
1	2	3	4	5	6	7	8

33

(2) 直前の勤め先を離職してから現在の勤め先に就職するまでの期間はどのくらいでしたか。

1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上 8か月未満	8か月以上 10か月未満	10か月以上	離職期間 なし
1	2	3	4	5	6	7	8

34

問10 直前の勤め先を離職した後、雇用保険の基本手当(失業手当)(注8)を受給しましたか。

受給した	受給しなかった
1	2

35

問11 現在の勤め先を選んだ理由は何ですか。該当するものを3つまで選んでください。

仕事の内容・職種に満足がいくから	自分の技能・能力が活かせるから	地元だから(Uターンを含む)	賃金が高いから	労働条件(賃金以外)がよいから	安全や衛生等の職場環境がよいから	会社の規模・知名度のため	会社に将来性があるから	転勤が少ない、通勤が便利だから	前の会社の紹介	その他
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

36

上記に回答した中で、一番の理由は何ですか。該当する番号を1つ記入してください。

37

V 現在の勤め先における満足度について

問12 現在の勤め先での満足度について、項目ごとにそれぞれ最も該当するものを選んでください。

項目	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
仕事内容・職種	1	2	3	4	5
賃金	1	2	3	4	5
労働時間・休日・休暇	1	2	3	4	5
福利厚生	1	2	3	4	5
安全や衛生等の職場環境	1	2	3	4	5
役職	1	2	3	4	5
人間関係	1	2	3	4	5
通勤の便	1	2	3	4	5
会社の規模・知名度	1	2	3	4	5
会社の将来性	1	2	3	4	5
職業生活全体	1	2	3	4	5

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

記入要領

SAMPLE

VI 今後の希望等について

問13 今後、行政が行う転職支援として何が必要であると思いますか。該当するものを2つまで選んでください。

より多くの求人情報の提供	職業紹介サービスの充実	職業能力開発(教育・訓練)のサービスの充実	金銭面での職業能力開発・自己啓発の支援	個人の職業能力を診断・認定する資格制度の充実	企業年金・退職金が不利にならないような制度の改善	その他	特に希望することはない
1	2	3	4	5	6	7	8

49

問14 今後の転職希望についてお答えください。

今の職場で今後も働きたい	機会があれば転職したい	わからない
1	2	3

50

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年1月27日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

SAMPLE

記入要領 産業分類表

問3 (1) 産業

産業		産業の内容
01	鉱業、採石業、砂利採取業	天然の鉱物の掘採、採石を業とするもの（金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業）
02	建設業	土地に固着する建造物等の建設、土地等の造成、機械装置の据え付け及びそれらの請負を業とするもの（総合工事業、職別工事業、設備工事業）
03	製造業	有機又は無機物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、卸売することを業とするもの（消費関連製造業、素材関連製造業、機械関連製造業）
04	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱、水等の供給及び汚水の処理を業とするもの（電気業、ガス業、熱供給業、上下水道業）
05	情報通信業	情報の伝達、処理、提供、インターネットに付随したサービスを提供することを業とするもの（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
06	運輸業、郵便業	人及び物の移動を業とするもの（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む））
07	卸売業、小売業	有体的商品の売買及びこれらの売買の代理又は仲立を業とするもの（各種商品卸売業、各種商品小売業など）
08	金融業、保険業	金融商品の売買・仲介を業とするもの（銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、保険業など）
09	不動産業、物品賃貸業	不動産業又は物品賃貸を業とするもの（不動産取引業、不動産賃貸業、貸家業、駐車場、不動産管理業、各種物品賃貸業など）
10	学術研究、専門・技術サービス業	学術的研究、専門的な知識・技術の提供を業とするもの（学術・開発研究機関、法律事務所、司法書士事務所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業、獣医学、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業など）
11	宿泊業、飲食サービス業	飲食又は宿泊させることを業とするもの（旅館、ホテル、飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業など）
12	生活関連サービス業、娯楽業	日常生活と関連した技能・技術の提供又は娯楽などのサービスの提供を業とするもの（洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業など）
13	教育、学習支援業	学校教育又はその支援、教育活動、教養、技能、技術などを教授すること等を業とするもの（学校教育、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業）
14	医療、福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスの提供を業とするもの（医療業、保健衛生、社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業）
15	複合サービス事業	複数の大分類にわたる各種のサービスの提供を業とするもの（郵便局、協同組合（他に分類されないもの））
16	サービス業（他に分類されないもの）	他の大分類に属さない対事業所サービスの提供を業とするもの（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教など）
17	それ以外の産業	農業、林業、漁業、公務（他に分類されるものを除く）

※上記の表は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいています。

12 集計項目一覧表

(事業所票)

★・・・集計項目 ●・・・表頭 ○・・・表側 ☆・・・表別

統計原表番号	報告書統計表番号	集計項目		事業所の属性	問2									
					問1		(1)						(2)	
					事業所	労働者	産業分類番号	企業全体の常用労働者数	事業所の常用労働者数	雇用期間の定めのある労働者数(男女)	雇用期間の定めのない一般労働者のうち、転職者数(男女)	一般労働者のうち1年以上の雇用期間の定めがある労働者数(男女)	一般労働者のうち1年以上の雇用期間の定めがある転職者数(男女)	雇用期間の定めのある無別短時間労働者数(男女)
1	1、参考表1、 参考表2	★		○	○	○	●		●		●	●		
2-1	参考表3		★	○	○	○	☆● (性)		☆● (性)		☆● (性)		☆● (性)	
2-2	2、参考表4、 参考表5		★	○	○	○	●		●		●		●	
2-3	参考表6		★	○	○	○	●				●			
3	1	★		○	○	○	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)				
4	2		★	○	○	○	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)	☆● (性)				
5		★		○	○	●								
6		★		○	●	○								
7	3	★		○	○	○								
8	4	★		○	○	○		○		○				
9	5	★		○	○	○		○		○				
10	6	★		○	○	○		○		○				
11	7	★		○	○	○		○		○				
12	8	★		○	○	○								
13	9	★		○	○	○								
14	10	★		○	○	○		○		○				
15	11	★		○	○	○		○		○				
16	12	★		○	○	○	○	○		○				
17	13	★		○	○	○	○	○		○				
18	14	★		○	○	○	○	○		○				

		問3	問4	問5	問6		問7	問8	問9		問10	統計原表番号	報告書統計表番号
(受入れ)	(受入れ)	転職者の採用に当たり重視した項目 (複数回答)	職種別転職者を採用した理由 (複数回答3つまで)	転職者の募集方法 (複数回答)	主に活用した転職者の募集方法	転職者の処遇(賃金、役職等) 決定の際に最も重視した要素	転職者の処遇(賃金、役職等) 決定の際に最も重視した要素	転職者に対する教育訓練の実施状況 (複数回答)	今後3年間の転職者の採用予定	今後3年間に転職者を採用する予定の転職者の職種(複数回答)	行政への要望(複数回答)		
●												1	1、参考表1、 参考表2
	☆● (性)											2-1	参考表3
	●											2-2	2、参考表4、 参考表5
												2-3	参考表6
												3	1
												4	2
												5	
												6	
		●										7	3
		○	☆● (職種)									8	4
		○	●									9	5
		○		●								10	6
		○			●							11	7
		○				●						12	8
		○					●					13	9
								●				14	10
									●			15	11
										●		16	12
									☆	●		17	13
											●	18	14

13 事業所及び調査対象労働者抽出率表

(1) 事業所抽出率表

産業区分		事業所の常用労働者数				
		1,000人以上	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
C	鉱業，採石業，砂利採取業	-	1/1	1/1	1/1	1/4
D	建設業	1/1	1/1	1/6	1/52	1/574
E-1	消費関連製造業	1/1	1/3	1/14	1/48	1/211
E-2	素材関連製造業	1/1	1/4	1/14	1/53	1/233
E-3	機械関連製造業	1/2	1/6	1/16	1/48	1/160
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/1	1/3	1/7	1/18
G	情報通信業	1/1	1/3	1/9	1/27	1/94
H	運輸業，郵便業	1/1	1/3	1/19	1/88	1/252
I-1	卸売業	1/1	1/3	1/12	1/69	1/559
I-2	小売業	1/1	1/3	1/22	1/128	1/1301
J	金融業，保険業	1/1	1/2	1/5	1/38	1/163
K	不動産業，物品賃貸業	1/1	1/1	1/3	1/14	1/165
L	学術研究，専門・技術サービス業	1/1	1/2	1/7	1/28	1/209
M	宿泊業，飲食サービス業	1/1	1/2	1/7	1/105	1/905
N	生活関連サービス業，娯楽業	1/1	1/1	1/5	1/41	1/314
O	教育，学習支援業	1/1	1/2	1/9	1/98	1/279
P	医療，福祉	1/2	1/8	1/31	1/163	1/939
Q	複合サービス事業	1/1	1/1	1/3	1/5	1/71
R	サービス業（他に分類されないもの）	1/1	1/7	1/25	1/79	1/352

※抽出率の分母は小数点以下を四捨五入して表示している。

(2) 個人調査対象労働者抽出率表

産業区分		事業所の常用労働者数				
		1,000人以上	300~999人	100~299人	30~99人	5~29人
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
D	建設業	1/15	1/12	1/8	1/2	1/1
E-1	消費関連製造業	1/11	1/19	1/6	1/1	1/1
E-2	素材関連製造業	1/32	1/28	1/8	1/2	1/1
E-3	機械関連製造業	1/43	1/19	1/5	1/1	1/1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1/7	1/4	1/5	1/1	1/1
G	情報通信業	1/60	1/28	1/8	1/3	1/1
H	運輸業, 郵便業	1/40	1/32	1/10	1/3	1/1
I-1	卸売業	1/29	1/14	1/7	1/2	1/1
I-2	小売業	1/12	1/17	1/5	1/1	1/1
J	金融業, 保険業	1/37	1/15	1/7	1/2	1/1
K	不動産業, 物品賃貸業	1/8	1/20	1/11	1/3	1/1
L	学術研究, 専門・技術サービス業	1/72	1/26	1/14	1/5	1/1
M	宿泊業, 飲食サービス業	1/2	1/10	1/6	1/1	1/1
N	生活関連サービス業, 娯楽業	1/15	1/15	1/9	1/2	1/1
O	教育, 学習支援業	1/37	1/16	1/11	1/2	1/1
P	医療, 福祉	1/48	1/35	1/9	1/2	1/1
Q	複合サービス事業	1/4	1/4	1/4	1/1	1/1
R	サービス業 (他に分類されないもの)	1/86	1/43	1/13	1/4	1/1

※1事業所当たりの調査対象労働者数の上限	20	5	5	5	5
----------------------	----	---	---	---	---

II 調査結果の利用上の注意

1 調査結果利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。
- (2) 報告書掲載統計表中の複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。
- (3) 表章記号について
 - ア 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - イ 「-」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。
 - ウ 「・」は、統計項目があり得ないことを示す。
 - エ 「…」は、調査をしていないことを示す。
 - オ 「*」は、サンプル数の少ないものであるため注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では2以下、労働者数では9以下の場合、分母に付記している。
- (4) 臨時労働者の定義については、前回平成27年調査のものから変更しており、平成27年調査との比較の際には注意を要する。（「2 主な用語の定義・解説」の「臨時労働者」参照）
- (5) 事業所調査で把握した労働者割合と個人調査の労働者割合は、結果の推計方法の違いにより、一致しないことがある。
- (6) 集計項目のうちには一部報告書に掲載されていないものがある。
- (7) 「企業規模」の内訳には、「官公営」は含まない。このため、この内訳の和は「総数」と一致しない。
- (8) 前回平成27年調査については、次の点に注意を要する。
 - ア 東日本大震災の影響により、前回平成27年調査では、原子力災害対策特別措置法に基づき帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を設定された市町村を除外した。
 - イ 「III 調査結果の概要」の表中の「前回（平成27年）総数」の数値は再集計を行ったものであり、過去に公表した数値と異なっている場合がある。
再集計については、下記を参照。
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/40-20_te31.html

2 主な用語の定義・解説

- (1) 常用労働者
次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇われている者
 - イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者事業所規模は、事業所における常用労働者数により区分している。
- (2) 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短時間労働者は除く）のうち、当該事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）であって、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に雇用されたものをいう。他企業に雇用された経験が、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事のみである場合は含めない。

(3) 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム労働者）をいう。

(4) 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

(5) 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者）をいう。

(6) 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいい、定年までの場合を含む。

(7) 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者をいう。

(8) 職種

調査票（個人票）記入要領の職種分類表（日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づく。）を参照のこと。

(9) 満足度 D. I.

この調査において、満足度 D. I. とは、現在の職場での満足度について、「満足」又は「やや満足」と回答した労働者の割合から「不満」又は「やや不満」と回答した労働者の割合を差し引いた値をいう。

(10) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいて、次のように分類して表章している。

産 業	表章コード	産業分類番号
鉱業, 採石業, 砂利採取業	C	C05
建設業	D	D06～08
製造業	E	E09～32
消費関連製造業	E - 1	E09～11, 13, 15, 20, 32
素材関連製造業	E - 2	E12, 14, 16～19, 21～24
機械関連製造業	E - 3	E25～31
電気・ガス・熱供給・水道業	F	F33～36
情報通信業	G	G37～41
運輸業, 郵便業	H	H42～49
卸売業, 小売業	I	I50～61
卸売業	I - 1	I50～55
小売業	I - 2	I56～61
金融業, 保険業	J	J62～67

産 業	表章コード	産業分類番号
不動産業, 物品賃貸業	K	K68～70
学術研究, 専門・技術サービス業	L	L71～74
宿泊業, 飲食サービス業	M	M75～77
生活関連サービス業, 娯楽業	N	N78～80
教育, 学習支援業	O	O81, 82
医療, 福祉	P	P83～85
複合サービス事業	Q	Q86, 87
サービス業 (他に分類されないもの)	R	R88～95